

【山口県看護研究学会 演題募集要項】

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催日や実施方法の変更が生じる場合があります。ホームページや月初めの送付物（通送便）で、必ず最新情報をご確認ください。

1. 開催日 令和5年3月4日（土）
2. 会 場 山口県看護研修会館（防府市上右田 2686）
3. 演題申込期間 令和4年9月1日（木）～10月15日（土）
4. 研究発表申し込みについて
 - 1) 研究内容 看護に関するもの。
次の項目をすべて満たしている演題を受け付ける。
(1) 未発表の演題であること。他の学会にも申込みしていないこと。
(他の学会、研究会および出版物等に投稿や発表していないものに限る)：施設内発表可
(2) 倫理的に配慮された研究内容であり、その旨が本文中に明記されていること。
(3) 看護職の免許取得後に行われた研究であること。
 - 2) 申込資格 看護職の場合は、筆頭研究者ならびに共同研究者は山口県看護協会の会員に限る。
ただし、看護職以外の場合は非会員でも共同研究者としての資格を有する。
 - 3) 発表形式 口演または示説（ポスターセッション）。
ただし感染症の拡大状況によりすべての発表が口演となる場合があります。
 - 4) 提出物 (1) 抄録原稿1部
(2) 山口県看護研究学会演題申込書1部
(3) 抄録応募チェックリスト1部（全項目が満たされているかを確認後、提出してください）
 - 5) 申込方法 郵送にて受け付ける。申込先は下記参照。
5. 選考方法について
投稿された抄録は学会委員会で選考する。発表形式については、内容により調整されることがあり、感染症の拡大状況によってはすべての発表が口演となることもある。
査読を経て審査があり、そのまま採択や、修正をした後に再審査で採択などがある。場合によっては採択されないこともある。
6. 採択決定後の原稿提出
採択された者は、抄録原稿を、Eメールにて学会専用アドレス（gakkai@y-kango.or.jp）に指定期日までに送付する。
口演発表者は、パワーポイントを、Eメールにて学会専用アドレス（gakkai@y-kango.or.jp）に指定期日までに送付する。
(Eメール以外でご送付される場合は事前にご相談ください。)
7. 申込・問合せ先
 - 1) 申込先 〒747-0062 防府市大字上右田 2686
山口県看護協会 事業課 学会担当 宛
※封筒には「看護研究学会原稿」と朱書きする。
 - 2) 問合せ先 山口県看護協会 事業課 学会担当
TEL：(0835) 28-7512 Eメールアドレス：gakkai@y-kango.or.jp

【抄録原稿作成要項】

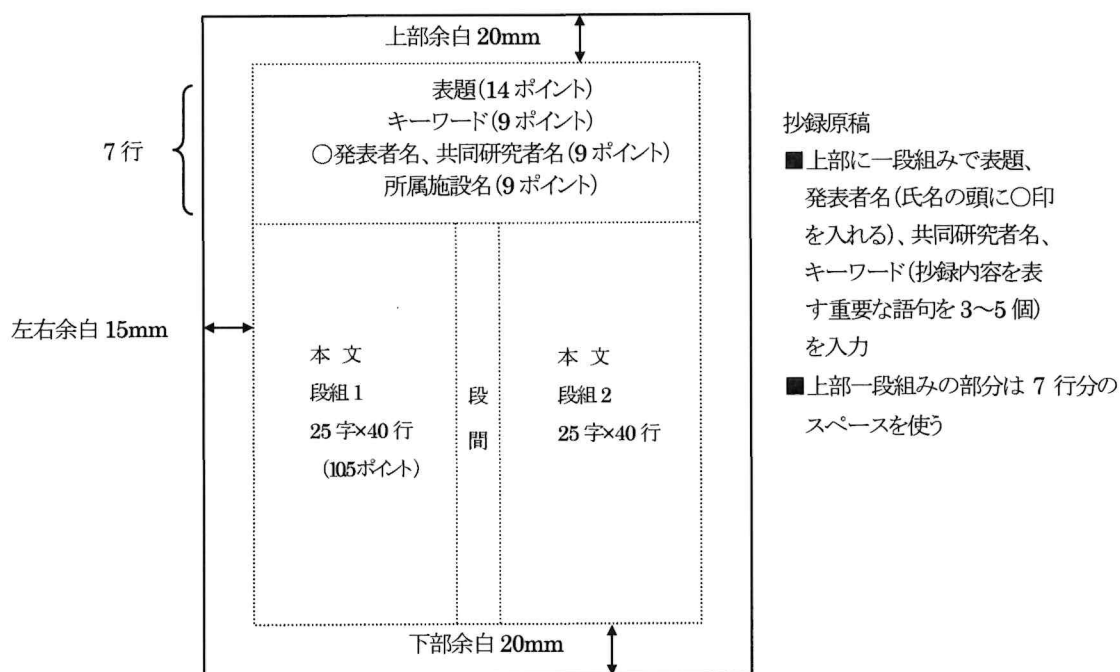
1. 原稿枚数・文字数

A4 用紙 1 枚，2000 字程度（図表等を含む）

2. 抄録原稿の様式（書式設定）

- 1) Microsoft Word を用いて作成すること。
- 2) 縦 A4 判に横書きとする。書式（ページ設定）は、余白は 上：20mm，下：20mm，左：15mm，右：15mmとする。
- 3) 本文は 2 段組みとし、2,000 字（全角 25 文字×40 行×2 段）に設定する。ページ設定，文字サイズ，書体，本文より上部の行数の変更は不可。
- 4) 和文フォントは「MS 明朝体」で全角、英文およびアラビア数字は Century とする。
- 5) 表題の文字サイズは 14 ポイント、キーワード、発表者名および共同研究者名、所属施設名はいずれも 9 ポイントとする。
- 6) 本文の文字サイズは 10.5 ポイントとする。

【抄録原稿見本】 ※フォーマットをホームページに掲載しますのでご活用ください。



3. 構成

- 1) 本文の構成は、以下の通りとする。下記のほか、図表・引用文献を含め A4 サイズ 1 枚以内とする。
必ず、ローマ数字を付しての構成とすること。

- I. はじめに
- II. 目的
- III. 方法
- IV. 倫理的配慮
- V. 結果
- VI. 考察
- VII. 結論

引用文献 (※参考文献の記載は不要)

- 2) 章節の表示法は、1 2…，1) 2)…，(1) (2)…，① ②…の順とする。

4. 引用文献

1) 引用文献は引用順に本文の引用箇所の肩に¹⁾²⁾と番号をつけ、本文原稿の最後に一括して引用番号順に記載する。

※研究を行う上で重要な文献（尺度等）の出典は必ず記載すること。

2) 引用文献は次のように記載する。

<雑誌掲載論文>

著者名：表題名,雑誌名,巻(号),頁,発行年(西暦年次).

例) 学会花子：看護研究の○○○について,○○看護,25(11),p.35-38,2008.

例) 学会花子,日本協子,清瀬看子,他：看護の○○○研究,第○回日本看護学会論文集(看護管理),p.5-8,2015.

<単行本>

著者名：書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次).

例) 学会花子：看護実践研究の手引き(3),○○看護出版,p.145-148,2006.

著者名：表題名,編者名,書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次).

例) 学会花子：研究における○○,日本協子編,看護実践研究(2),△△出版,p.76-88,2007.

例) 前掲書1),p.100-115.

<翻訳書>

原著者名：書名(版),発行年,訳者名,書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次).

例) Alice Williams：Nursing Research(4),2001,学会花子訳,看護研究(4),○○看護出版,p.298-280,2003.

<電子文献>

著者名：表題名,雑誌名,巻(号),頁,発行年(西暦年次),アクセス年月日,URL.

発行機関名(調査/発行年次),表題,アクセス年月日,URL.

例) 文部科学省,厚生労働省(2014),人を対象とする医学系研究に関する倫理指針,2015年4月10日閲覧,<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000069410.pdf>

※公的機関から提供される情報(統計,法令等),電子ジャーナルのみを対象とする

3) 引用文献の共著者は3名まで表記し、それ以外は他とする。

4) 文献検索のヒント・索引ツール

(文献の検索後、文献の内容を閲覧する場合は、一部を除いて、有料での取り寄せが必要です)

①日本看護協会会員専用専門ページ「キャリアナース」(登録要・無料)

- ・自宅や職場で、PCやスマートフォンを使用して「最新看護索引Web」で文献の検索が可能です。
- ・一部の日本看護学会の抄録集・論文集は公開されていますので、無料で閲覧等が可能です。
- ・文献の検索後、必要な文献は取り寄せることができます。(有料)

②山口県看護協会図書室でも文献検索が可能です。

(山口県看護協会所蔵資料,最新看護索引Web,医学中央雑誌)

- ・文献検索後,図書室に所蔵していない資料は有料にて文献を取り寄せることができます。
- ・図書室所蔵資料は閲覧等可能です。(利用時は事前にお問い合わせください)

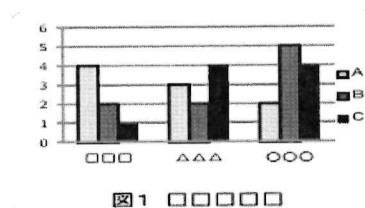
5. 図表について

- 1) 図・表を挿入する場合、論述の根拠となるデータを厳選し、図・表の文字、数字は判別可能なものを挿入すること。
- 2) 図表のレイアウトは自由とするが、段をまたがって図表を挿入する場合は、左右上下の各マージンよりはみ出ないように注意し、当該ページの最下段あるいは最上段に配置し、本文が図表等によって中断されないように挿入すること。
- 3) 写真・図・表は、白黒の写真製版で判別できる明瞭なものであるか確認すること。
- 4) それぞれ必ずタイトルをつけ、図表番号を記入する。タイトル、図表番号の表記は、表の場合は上部、図の場合は下部に記入する。

<記入例>

表1 □□□□□□□□

	□□□	△△△	○○○
A	4	3	2
B	2	2	5
C	1	4	4



6. 倫理的配慮とその記述について

- 1) 原稿を作成する前に、日本看護協会ホームページ (<http://www.nurse.or.jp>) 「研究における倫理的配慮とその記述方法」を必ず一読されたい。個人情報の取扱いは、個人情報保護法、「看護研究における倫理指針」(日本看護協会.2004年)、「看護研究のための倫理指針」(ICN 国際看護協会 日本看護協会訳.2003)、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」(厚生労働省.2017年)、「看護者の倫理綱領」(日本看護協会.2021年)、「臨床研究に関する倫理指針」(厚生労働省.2008年) および所属施設の規定に従う。
- 2) 研究を行う上で重要な文献(尺度等)の出典は必ず記載する。
- 3) 倫理的配慮についての留意事項(投稿にあたり以下の倫理的配慮について確認する。)
 - (1) 研究対象者の研究承諾について明記する。
 - (2) 施設内の倫理委員会等に承認を得ていることを明記する。
 - (3) 研究対象者に研究による利益や不利益が生じる場合についての説明がされ、不利益が生じる場合には、その対処をしていることを明記する。
 - (4) プライバシーに関して以下のことが守られていること。
 - ①事例研究などの場合、対象が特定されないように配慮している。
 - ②写真が添付されている場合は、人物が特定されないように配慮をしている。
 - ③固有名詞(地名、施設名など)は用いていない。
 - ④使用した物品・測定用具などは特定の企業を支持するような社名・商品名になっていない。
(但し、新しい発見では、使用した物品及び測定用具の型番、社名製品名が必要)
 - ⑤薬については商品名ではなく、製剤名を記述する。
 - (5) 他者や既存の尺度の使用時は、開発者の許可を得ていることを明記する。

7. その他

看護研究に取り組むにあたり、山口県看護協会の一般教育研修の【看護研究】の講義や、各支部で開催されている看護研究に関する研修等に積極的にご参加ください。